

第 34 号議案

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件
神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例
(都市公園条例の一部改正)

第 1 条 神戸市都市公園条例（昭和33年 3 月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（地方自治法（昭和22年法律第 67号）第244条の 2 第 3 項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第 7 条、第 8 条第 1 項から第 3 項まで、第14条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第15条</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（地方自治法（昭和22年法律第 67号）第244条の 2 第 3 項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第 7 条、第 8 条第 1 項から第 3 項まで、第14条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第15条</p>

において同じ。)の許可を受けなければならぬ。

(1) 物品を販売若しくは頒布すること又は募金を行うこと。

(2) [略]

(3) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) [略]

(5) 業として広告写真又は動画を撮影するために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(6) 前号に掲げる場合を除くほか、業として写真(広告写真を含む。)又は動画を撮影すること(有料公園又は王子公園において撮影する場合に限る。)。

2～5 [略]

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項並びに第4条第1項及び第3項の規定により許可をした行為については、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 指定された場所以外の場所へ車

において同じ。)の許可を受けなければならぬ。

(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。

(2) [略]

(3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) [略]

(5) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(6) 業として写真(広告写真を除く。)を撮影すること(有料公園又は王子公園において撮影する場合に限る。)

2～5 [略]

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項並びに第4条第1項及び第3項の規定により許可をした行為については、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 指定された場所以外の場所へ車

両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8) [略]

(9) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。

(10) [略]

(利用の許可)

第8条 [略]

2 次の表に掲げる公園施設において
広告の表示をしようとする者は、第
6条の規定にかかわらず、市長の許
可を受けて、広告の表示をすること
ができる。

御崎公園球技場	御崎公園第2球技場
しあわせの森陸上競技場	しあ
わせの森球技場	しあわせの森テニ
スコート	北神戸田園スポーツ公園
野球場	北神戸田園スポーツ公園体
育館	北神戸田園スポーツ公園球技
場	神戸総合運動公園野球場
神戸	総合運動公園陸上競技場
総合	神戸総合
運動	公園陸上補助競技場
公園	神戸総合
球技	運動公園
場	神戸総合運動公園
第2	球技場
神戸	総合運動公園テニ
スコート	神戸総合運動公園体
育館	神戸総合運動公園補助体
育館	神戸
神戸	総合運動公園野
総合	外ステージ
運動	
公園	
野	
外	
ス	
テ	
ー	
ー	
ジ	

3 [略]

馬を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8) [略]

(9) [略]

(利用の許可)

第8条 [略]

2 次の表に掲げる公園施設において
広告の表示をしようとする者は、第
6条の規定にかかわらず、市長の許
可を受けて、広告の表示をすること
ができる。

王子公園陸上補助競技場	御崎公園
球技場	御崎公園第2球技場
しあ	わせの森陸上競技場
しあ	わせの森
球技	場
場	しあわせの森テニ
スコート	北神戸田園スポーツ公園
野	球場
北	神戸田園スポーツ公園体
神	育館
戸	北
田	神戸田園スポーツ公園球技
園	場
ス	神戸
ポ	総合運動公園野球場
ー	神戸総合
ツ	運動公園
公	園陸上競技場
園	神戸総合運動公園
野	陸上補助競技場
球	神戸総合運動公園
技	球技場
場	神戸総合運動公園第2球技
場	場
神	戸総合運動公園テニ
戸	スコート
総	神戸総合運動公園体
合	育館
運	神戸
動	総合運動公園補助体
公	育館
園	神戸
野	総合運動公園野
外	外ステージ
ス	
テ	
ー	
ー	
ジ	

3 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 [略]

2 使用料の納付については、次に定めるところによる。

(1) 許可の期間が1年以内の場合においては、許可の際(有料公園又は有料公園施設の利用で許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込みの際)に納付しなければならない。ただし、コインロッカー、コインシャワー、洗濯機又は乾燥機について現金を投入することにより使用する場合は、現金を投入したことをもって納付したものとみなす。

(2) [略]

(3) 許可の期間が1年を超える場合においては、初年度分は許可の際に、次年度以降の分は当該年度の6月の末日までに納付しなければならない。ただし、許可の際、許可の期間中の使用料の全額を一括して納付する場合は、この限りでない。

(4) [略]

3、4 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 [略]

2 使用料の納付については、次に定めるところによる。

(1) 許可の期間が6月以内の場合においては、許可の際(有料公園又は有料公園施設の利用で許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込みの際)に納付しなければならない。ただし、コインロッカー、コインシャワー、洗濯機又は乾燥機について現金を投入することにより使用する場合は、現金を投入したことをもって納付したものとみなす。

(2) [略]

(3) 許可の期間が6月を超える場合においては、次に掲げる期間の区分により、初期の分は許可の際に、次期以降の分は当該各期の始めの月の末日までに納付しなければならない。ただし、許可の際、許可の期間中の使用料の全額を一括して納付する場合は、この限りでない。

第1期 4月から9月まで

第2期 10月から3月まで

(4) [略]

3、4 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第2条関係）

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	動物園 動物園ホール 駐車場
[略]	[略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	電源
[略]	[略]

別表第2（第14条関係）

(1) [略]

(2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設名	使用料
[略]	[略]	[略]
諏訪山公園	レストハウス	[略]
	休憩所及び売店	1平方メートル1月につき 640円
[略]	[略]	[略]
離宮公園	[略]	[略]
須磨浦公園	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
各都市公園共通	臨時売店	[略]
	園池	1平方メートル1月につき 12円

改正前

別表第1（第2条関係）

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	陸上補助競技場 バレーボールコート 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場
[略]	[略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	場内放送設備 テント 電源
[略]	[略]

別表第2（第14条関係）

(1) [略]

(2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設名	使用料
[略]	[略]	[略]
諏訪山公園	レストハウス	[略]
[略]	[略]	[略]
離宮公園	[略]	[略]
須磨浦公園	観光ハウス	1平方メートル1月につき 250円
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
各都市公園共通	臨時売店	[略]
	園池	1平方メートル1月につき 12円

(3) [略]

(4) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする場合

区分	使用料
1 物品の販売若しくは頒布又は募金	[略]
2 興行及び競技会、展示会その他これらに類する催しの開催	[略]

(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
陸上競技場	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
陸上補助競技場	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
テニスコート	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]

(3) [略]

(4) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする場合

区分	使用料
1 行商、募金、出店その他これらに類する行為	[略]
2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]

(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
陸上競技場	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
陸上補助競技場	王子公園	土・日・祝				13,900円			1時間		
		その他				11,600円			1,950円		
		[略]	[略]	[略]							[略]
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
テニスコート	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
バレーボールコート	王子公園	土・日・祝							1面 1時間 700円		

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
場内放送設備	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
可動席	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

備考 [略]

		その他						1面 1時間 600円		
相撲場	王子公園							1時間 500円		
[略]	[略]	[略]	[略]					[略]	[略]	

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
場内放送設備	王子公園	1台1回1日につき 1,500円
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
可動席	[略]	[略]
テント	王子公園	3平方メートル1回1日につき 600円
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

備考 [略]

(都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 神戸市都市公園条例の一部を改正する条例（平成21年9月条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2号に若松公園の項を加える改正規定を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項、別表第1第1号、第2号、別表第2第6号及び第7号の改正規定は、令和8年10月1日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

公園施設の追加や廃止等に当たり、条例を改正する必要があるため。